

2026年1月28日
山陽バス株式会社

国土交通省近畿運輸局からの行政処分について（お詫び）

2025年9月26日に行われた監査において、国土交通省近畿運輸局より本日付で下記行政処分を受けました。

ご利用のお客さまをはじめ、関係のみなさまに多大なご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。この度の処分を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて今一度、社員教育の徹底および管理体制の強化を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

記

（1）処分の内容

事業用自動車の使用停止（垂水営業所） 10日車（5両×1日間、1両×5日間）

（2）当該処分に基づき講ずる処置

全乗務員に対する教育および指導監督を適切に実施するとともに、管理体制の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

以上